

## 第 2 回保険証共同発行分科会 開催報告

## 【第 2 回分科会開催状況】

日時：平成 25 年 3 月 6 日（水）午前 10 時～12 時

参加：20 団体 22 名

## 【説明・意見交換等の概要】

## 1 埼玉県国民健康保険団体連合会「国保被保険者証の共同作成」の概要

## (1) 参加被保険者の状況（平成 24 年度）

共同作成参加保険者	53 保険者 / 69 保険者	作成部数 <sup>(※2)</sup>
被保険者証への印字まで	15 保険者 / 53 保険者 <sup>(※1)</sup>	約 15 万枚
用紙の共同利用のみ	38 保険者 / 53 保険者	約 330 万枚

※1 短期証の作成は 1 保険者（約 750 枚）、資格証の発行は行っていない。

※2 作成部数は、平成 24 年度、退職者証を含む。

## (2) 実施時期

7 月：国保システムのマスタ更新（6 月末現在）、保険証作成

8 月：下旬納品、各保険者へ発送

（以後、保険者で引抜作業、10 月までに被保険者へ発送）

## (3) 発送作業等

共同事業は印字まで。発送ほか以下の作業は、各保険者で対応。

- ・ 発送用の窓開き封筒の準備、封詰め
- ・ 同封するリーフレット等作成
- ・ 資格異動における引抜
- ・ 旧被保険者証の回収

## (4) 使用システム

国保総合システムをベースに埼玉県独自システムで補完。独自システムで補完する主な機能は以下のとおり。

- ・ 大量・高速印刷への対応機能
- ・ 郵便バーコード、公印（赤色）の印刷の機能
- ・ 出力する順番の設定機能 ほか
- ・ 関連帳票出力機能（作成一覧、不明文字一覧、一般・退職混合世帯一覧等）

(5) 共同作成事業対象証票について

対象証票	対象外証票
年次発行の被保険者証（1年） 年次発行の短期被保険者証 （6月、ただし変更可） 年次発行の退職被保険者証	新規発行・再発行の被保険者証等 （ただし、用紙は共同利用） 高齢受給者証 <sup>(※)</sup> 、被保険者資格証明書 限度額適用認定証、標準負担額減額認定証、 特定疾病療養受療証

(※) 高齢受給者証は共同作成の対象でないため、被保険者証との一体印刷もしない。

(6) 共同作成証票のデザイン等

- ・平成15年度からカード化、保険証デザインは国保総合システムと同様
- ・用紙に宛名印刷可（マスタに宛名情報の入力が必要）
- ・用紙は合成紙・PET紙の2種類から選択
- ・個人情報保護対策：シール作成
- ・偽造対策：コピー時「複写」の文字が転写
- ・性別表示問題については未対応

(7) 共同作成開始当初の状況

昭和58年共同電算システム稼働と併せて共同作成開始

共同作成参加：6保険者（小規模団体が中心）／100保険者

## 2 共同作成に関する論点と参加者からの意見等

※情報共有として、当日各団体の被保険者証一式を持参、供覧

論点	参加者からの主な意見等
被保険者証の様式・用紙について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証様式の統一化</li> <li>・紙質の統一化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホログラム、マイクロ文字、パールインク印刷、コピー防止など偽造対策をしており、セキュリティレベルは下げられない。</li> <li>・誤発行防止のため様式毎に場所をずらして印字しており、国保総合システムに対応しない。</li> <li>・一般と退職を色での区別ではなく表示によって区別している。</li> <li>・PET紙は燃やすと有害物質が出る。</li> </ul>

論点	参加者からの主な意見等
被保険者証との一体印刷について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証と高齢受給者証の一体化</li> <li>・台紙にジェネリックの勸奨通知などをあわせて印刷</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一体印刷は最低条件と考えている。</li> <li>・一体印刷でなくても参加できる対応を望む。</li> <li>・共同化に合わせて一体化したい。</li> <li>・一体印刷は全ての情報を印字するのが困難。</li> <li>・ジェネリック希望カードも検討してほしい。</li> </ul>
発行時期等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村同時にするか</li> <li>・年次更新以外の新規・再発行に対応するか</li> </ul>	(事務局) 発行時期の統一はコスト削減に資する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発行時期も柔軟に対応してほしい。</li> </ul>
発行・発送等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発送は、世帯一体で行うか、個人ごとに行うか</li> <li>・封入は統一で行うか、各市町村で行うか</li> <li>・引抜は統一で行うか、各市町村で行うか</li> </ul>	(事務局) 発送はほぼ世帯主宛発送で統一されている。
マスターデータ、追加機能について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスターデータはどのように統一するか</li> <li>・作成済み一覧の作成を行うか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成一覧表の他に、簡易書留郵便番号と被保険者番号と氏名の一覧表、書留受領一覧表を作成しており、自前で作成すると大変。</li> </ul>

### 【課題と今後の取組】

- 共同作成の前提として、様式の統一が不可欠。
- 各市町村では、
  - ・高齢受給者証と被保険者証の一体印刷
  - ・ホログラム等を用いた偽造防止対策
  - ・余白を活用した他の通知等の印刷などを独自で行っている。
- 共同作成の検討に当たっては、まず、各団体が求める条件と、その対応に要する手法、費用等の検証を行い、様式の統一を進めていく。
- 併せて、論点として掲げた事項について個別に検討し、共同作成の様態を探り、平成27年度からの実施に向けて検討を進める。